

前田霧島市長様

平成22年12月21日

永水地区水利組合 代表

私たち住民の考えをお伝えできる機会をいただき、感謝いたします。

1. はじめに

住民の意識は「行政は業者の擁護論」のみを述べていると感じております、これを払拭する回答を期待します。

永水地区の田は7月3日、未明の豪雨、洪水により、甚大な被害を受けました。来年以降の展望も開けない状況にあります。私たちは(株)キリシマに洪水の全ての責任があるとは思っておりません。しかしながら、全くその責任が無いと言う(株)キリシマの主張、それを擁護する霧島市行政の回答に納得しておりません。

資料4、1ページに協定書についての業者、行政、住民との関わりについて、行政の見解をいただいております。(株)キリシマは協定書の違反行為、誠実履行義務違反を行っていると思っております。

当資料の業者への提示はお止めくださいますようお願いいたします。

短時間の面談ですので、この場で市長見解を伺うことは叶わないかもしれません。後日文書で回答くださいますようにあらかじめ申し上げておきます。

2. 背景

旧霧島町は環境保全協定9条（資料6）、開発協定18条で災害発生時の対応条項を定めております。

(株)キリシマは県企画部・地域政策課・土地対策係に工事進捗報告書（資料7）を平成6年より、平成22年まで提出しております。この報告書では平成10年より工事中断の記載が始まりました。平成10年より平成22年までの工事進捗率には変動がなく、防災施設の工事も含めて一切の工事は行われていないとみなせます。防災施設の根幹を成す調整池の進捗率は49%のままです。仮にゴルフ場建設の中断が認められたとしても防災工事中断は認めていないことは県より入手しました文書により明らかです。平成10年より平成22年まで調整池の工事が行われていないことを放置状況と判断することは当然です。

この事実から監督部署の始良・伊佐地域振興局は平成22年10月6日、林地開発許可条件が遵守されていないとして、防災施設の早期完了、および防災施設以外の工事についても工事を続行しなさいという文書（資料8）を発行しています。

始良・伊佐地域振興局から「ゴルフ場進捗状況報告書の存在は知らない、監督部署として工事が中断しているという認識は無い」と伺っています。

県・企画部に対して公然と工事中断を報告し、防災施設の工事までも中断した(株)キリシマの無責任さが確認できます。旧霧島町は開発協定に定めた完成時期の遅延、施設の改廃について(株)キリシマと協議した実績がなく、承諾も与えておりません。にもかかわらず、工事は中断しているとの認識だけはお持ちです。開発協定書10条には防災施設の先行設置が記載されております。過去に消防団、近隣住民、農業委員会はゴルフ場を原因とする災害が想定されるとして毎年、旧

霧島町に訴えておりました。旧霧島町が防災の観点から(株)キリシマを文書指導された実績は資料4、4ページの一回のみのようです。

3. (株)キリシマの回答についての住民の見解。

霧島市より永水住民への回答書は(株)キリシマからの報告書をそのままとして住民に回答されたように見えます。洪水直後に現地視察をされたと伺っていますが、この視察に霧島支所の責任者は同行されましたか？

回答 7月5日の現地調査には同行していません。

視察しないで鎌田の責任は問えないというのは大きな問題です。

以下、(株)キリシマの回答書(資料3)についての住民見解を述べます。

- ① 調整池について機能している、その理由は堰堤が決壊していないこと、霧島市のパトロールを受けて確認したことが挙げられています。
 - A) 始良・伊佐地域振興局は平成22年10月6日、林地開発許可条件が遵守されていないとして、防災施設の早期完了、および防災施設以外の工事についても工事を続行しなさいという文書(資料8)を発行しています。
 - B) (株)キリシマの回答書(資料3、3ページ、4ページ)のB調整池の画像を見ますと水面から草が生えています。これは土砂が高い位置まで堆積していた証拠です。大量土砂の堆積は当然、貯水量の減少を招きます。加えて始良・伊佐地域振興局が指摘しておりますように、前面締切擁壁がありませんので、完成施設と比べて貯水量は半減します。
 - C) 資料3、4ページ最下段のD調整池の満水状況は洪水後一か月過ぎても同じでした。その後堰堤から竹梯子を渡し、動力による強制排水を行っています。調整池とは文字通り、集中豪雨時の雨水を貯め、徐々に放水する機能を持たねばなりません。貯水能力がなく、緩やかな放水能力を持たない調整池が機能していたという(株)キリシマの主張は間違いです。
 - D) 霧島市のパトロールに参加された方は、永水集会で自ら、調整池関係について知識が無いと発言されました。加えてパトロールに霧島支所の方は加わっておりません。パトロールを受けたから問題ないという(株)キリシマの主張には異論があります。
 - E) 堰堤が決壊していないから調整機能があるという主張は通りません。土砂が大量に堆積し前面締切擁壁がありませんので堰堤の決壊は起こりようがありません。
- ② 手筆川の濁流は市野々方面からの影響が大という主張に対して、私達は市野々方面からの濁流が無かったとは申しません。ゴルフ場にも大量の雨が降り、機能しない調整池のため、一気に手筆川に流れ、市野々方面からの濁流と合流し洪水が発生したと判断しています。
- ③ 17年間放置していない、現場巡視を行い、県のパトロールを毎年受けているとの主張に対する見解を述べます。
 - A) 資料5、1ページの画像にありますように多くの水路決壊箇所があります。これは11月2日、霧島市建設部長、霧島支所長と一緒に確認した画像です。当たり前ですが、水路は決壊しますと、別な場所が決壊していなくても機能しません。

- B) 県のパトロールを受けたから放置していないという見解ですが、県は毎年梅雨前に、林地開発許可地における災害の未然防止について、文書指導を行っています。ゴルフ場工事進捗状況報告（資料7）で進捗率に変動が無い事、及び始良・伊佐地域振興局発の指導文書（資料8）によって(株)キリシマは行政の指導に従っていないことが明らかです。
- C) 資料5、2ページにフェアウェーが大きな谷になっている場所（住民はグランドキャニオンと呼びます）があります。ここは本来フラットなコースです。これを放置しながら適切な維持管理を行っていると言主張する(株)キリシマの姿勢を問わねばなりません。
- D) (株)キリシマは水路決壊場所、グランドキャニオンには行政の皆様を案内しません。
- E) 資料3、2ページにキリシマゴルフ場管理状況報告があります。この資料で土砂上げを行っているのはA調整池のみです。B、D調整池の土砂上げを行っていないことを(株)キリシマ自ら認めています。
- F) (株)キリシマは資料4、4ページ下段に調整池からの土砂搬出状況を報告しています。県の指導をちゃんと守る意思があるのであれば、毎年、梅雨前に土砂搬出を行うべきです。それでこそ維持管理をちゃんと行っているとと言えます。ちゃんと維持管理を行っていなかったから10トンダンプ1323台分もの土砂搬出を行う羽目になりました。
- 本来調整池は資料5、2ページの土砂撤去後の状況であるべきです。

4. 防災対策

- ① (株)キリシマは資料4、4ページに調整池からの土砂搬出状況を報告しております。同ページ捨土場所・道路脇自社敷地内とは資料5、2ページ下段です。手籠川河畔から数メートルの場所です。雨が降りますとこれらの土砂が手籠川へ流れ出し、川底を上げて、再度の洪水を発生させる恐れがあります。
- ② 資料4、4ページ捨土場所・17番ホールとはC調整池設置予定場所の直上で、A調整池からの雨水が手籠川へ注ぐ木佐貫川直近にあります。この場所も雨が降りますとシラスが手籠川へ流れます。
- ③ 資料3、2ページ、キリシマゴルフ場管理状況報告に永水地区、井堰内土砂撤去作業を上げています。この作業は井堰から土砂を取出し、他の場所へ移してこそ意味があります。住民は下流へ押しやるだけの作業であることを確認しています。土砂が川底に堆積し、川底が上がり、手籠川が本来持っていた流せる水の量を減らした結果、井堰決壊が発生しました。

災害が繰り返される恐れが多分にあります。(株)キリシマに対し以下の事項の指導を行い、その結果の確認を要請します。

- ① 調整池から撤去した土砂を2次災害の恐れのない場所へ移動させる。
霧島支所長は議会でゴルフ場外への撤去は認められないと答弁されましたが、現実にゴルフ場敷地外の道路脇自社敷地内への撤去を容認されています。これが違法でないのであれば、鎌田建設管理土地へ調整池からの撤去土砂を移動させてください。

回答 県が事業者に対して、道路脇自社敷地に集積した土砂は安全な場所へ移動するよう指導しております。

- ② 手筈川に堆積した土砂を鎌田建設管理土地へ撤去させてください。

回答 手筈川に堆積した土砂除去については河川管理者の県に要請します。

いずれも県が、県がと逃げて、住民の要請を無視しています。

5. 資料4、霧島市行政回答に対する疑問

- ① 3項、12項で調整池完成の判断基準を霧島市は持っていないと回答されました。判断基準を持たずに(株)キリシマの見解のみで住民に調整池に関わる非は無いと判断されたと思われま。監督部署である始良・伊佐地域振興局は平成22年10月6日、林地開発許可条件が遵守されていないとして文書指導しております。霧島市行政は業者擁護の姿勢が見えます。霧島市が防災施設に対する知識をお持ちでないのならば何故、県に対し助言を求めないのですか？

- ② 5項、質問B（調整池経由しない雨水の流出経路の存在）に対して、確認していないとの回答です。無責任ではありませんか？

①、②回答 調整池や排水施設等は林地開発許可を受けて設置されており、林地開発許可権限を持つ県が指導等を行うものと考えます。

- ③ 8項、土砂撤去について、県が現地調査と指導を行っているとの回答です。県に対してその結果を確認されましたか？

回答 県では、毎年、事業者に対し、施工状況報告書を提出させ、必要に応じて現地調査を実施しており、調整池に堆積した土砂を搬出した場所や現状を確認しているとのことです。

資料3、2ページにキリシマゴルフ場管理状況報告があります。この資料で土砂上げを行っているのはA調整池のみです。B、D調整池の土砂上げを行っていないことを(株)キリシマ自ら認めています。霧島市行政はこの資料をちゃんと読まなかったと思われま。

加えて資料4、4ページ下段の土砂堆積の事実を知りながら、調整池の機能はあるとの判断は間違いです。

- ④ 10項、調整池の未完成について「遺憾」との見解をいただきました。「遺憾」であれば、その後、どのような行政を行われるのですか？

回答 調整池機能が計画通り発揮されるよう県と連携して事業者への要請を行う考えです。

- ⑤ 13項、14項を含め、開発協定書、環境保全協定書には行政の承認、承諾を必要とする条項があります。災害の未然防止、環境への悪影響などの防止を目的とした協定書の理念を生かす姿勢を行政からは見えません。

- ⑥ 開発協定書、環境保全協定書には誠実履行の条項があります。

行政は(株)キリシマが誠実に協定書を履行されているとお考えですか？

この事は今後の霧島市が私企業と交わす、協定書の取扱いに大きな影響を及ぼすことを前提に回答ください。

回答 各協定締結時から相当年数が経過し、社会情勢等の変化もあり工事中断が続いている状況で、調整池等の防災施設も未完了の部分がありますので、市としては今後とも県と連携して事業者に対し土砂流出防止等の防災対策に万全を期すよう要請します。

この項の回答も県の問題として責任を回避しています。住民生活はどうなろうか構わないという行政の意思表示でしょうか？。

6. 私たちが前田市長に訴えたいこと

私たちが述べました、「永水水害について業者にも責任がある」という認識に立ち、被害補償交渉を(株)キリシマと実施していただきたい。

洪水前の状態に田を戻すことの気力、経済力も持てない住民も存在します。明るい永水地区に戻れるように援助ください。

回答 面談時に要望のありました事業者と水利組合及び市の協議の場を設けたいと考えております。私達は鎌田との協議の場を要望していません。霧島市に対して行政の責任として鎌田と補償交渉するように要求しています。

霧島支所と協議が必要です。

資料－1：市長宛要望書

資料－2：市長よりの回答書

資料－3：(株)キリシマより霧島市への回答書

資料－4：永水地区住民より行政への23項目質問に対する、霧島市回答抜粋

資料－5：ゴルフ場現地の状況写真

資料－6：開発協定書

資料－7：(株)キリシマが鹿児島県に提出した進捗報告

資料－8：森林整備課が発行した(株)キリシマの指導文書